

山梨県指令障第6568号

富士吉田市大明見1-13-28

社会福祉法人ありんこ

平成31年2月27日付けで申請のあった指定一般相談支援事業所の指定更新については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第1項に規定により、次のとおり更新する。

法人名	社会福祉法人ありんこ
代表者名	理事長 渡邊 秀樹
事業所名	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ
所在地	富士吉田市新西原3-4-20
サービスの種類	地域移行支援、地域定着支援
主たる対象者	特定なし
事業者番号	1931200354
指定の有効期間	平成31年4月1日から 平成37年3月31日まで

平成31年3月26日

山梨県知事 長崎 幸太郎





富士吉田市指令第 127 号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定決定通知書

平成 30 年 2 月 26 日付けで申請のあった指定特定・指定障害児相談支援事業所指定の申請については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 及び児童福祉法第 24 条の 28 の規定により、次のとおり指定する。

法 人 名 社会福祉法人 ありんこ
代 表 者 名 理事長 渡邊 秀樹
事 業 所 名 富士北麓障がい者相談支援センター ありんこ
所 在 地 富士吉田市新西原 3 丁目 4 番 20 号
サービスの種類 指定特定相談支援事業 、 指定障害児相談支援事業
主たる対象者 特定無し
事業所番号 指定特定相談支援事業 1931200354
指定障害児相談支援事業 1971200322
指定の有効期間 平成 30 年 4 月 1 日から
(2018 年)
平成 36 年 3 月 31 日まで
(2024 年)

平成 30 年 4 月 1 日

富士吉田市長

堀 内

茂

